平成28年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:平成29年1月10日

担当部・課:財務部市民税課[内線:3091]

① 件 名

消費税率引上げ延期に係る制度適用期限延長及び制度導入時期延期について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税 法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、消費税率 引上げの実施時期が平成31年10月1日に延期された。

【目的】

消費税率引上げの実施時期の変更に対応した所要の規定の整備を行うものとして、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することとしたもの。

また、消費税率引上げの実施時期の延期に伴い、法人市民税法人税割の税率改正及び自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能割の導入時期も延期し、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方税法(昭和25年法律第226号)

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法 の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成28年政令第360号)

宮城県県税減免条例(昭和35年条例第14号)

石巻市市税条例(平成17年4月1日条例第55号)

石巻市市税条例施行規則(平成17年4月1日規則第51号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・[編〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成28年 3月31日 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する 政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、宮城県県税減免条例の 一部を改正する条例 公布(平成29年4月1日施行)

> 6月28日 市議会第2回定例会において石巻市市税条例の一部を改正する条例が 議決(平成29年4月1日施行)

11月28日 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する 法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令 公布(施行日は公布の日)

12月19日 市議会第4回定例会において石巻市市税条例等の一部を改正する条例 が議決(平成29年4月1日施行)

⑤ 主な内容

消費税率引上げの実施時期の変更に伴って制度の適用期限及び導入時期を下表のとおりに変更する。

税の種類	変更前	変更後
(1) 個人住民税関係	~平成 31 年 6 月 30 日まで	~平成 33 年 12 月 31 日まで
(2) 法人市民税関係	平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度	平成31年10月1日以後に開始する 事業年度
(3) 自動車税関係	平成29年4月1日から開始	平成 31 年 10 月 1 日から開始

(参考:制度変更概要)

(1) 個人住民税関係(個人住民税の住宅借入金特別税額控除)

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から引き切れなかった額がある場合は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される。

【控除限度額】

ア 平成26年3月31日まで入居した場合:97,500円

イ 平成26年4月1日から平成33年12月31日まで入居した場合:136,500円

(2) 法人市民税関係

消費税率の引上げに伴い、法人税割の税率を11.1%から7.4%へ改正する。 ※税率引下げ相当分の税収額は地方交付税の財源とされ、地方団体へ配分される。

(3) 自動車税関系

自動車取得税の廃止に伴い、自動車税及び軽自動車税に燃費基準値達成度に応じた環境性能割を導入する。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

住宅借入金等特別税額控除による減収分は、地方特例交付金による補てんが図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても平成28年度に同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

平成29年 2月 市議会第1回定例会に「石巻市市税条例等の一部を改正する条例」を提案。 (施行予定日は公布の日)

平成31年10月 消費税率引上げ(予定)

9 その他